

## 第50号議案

ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市介護保険条例（平成17年ふじみ野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「2万2,300円」を「1万9,500円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,500円」とあるのは、「3万2,000円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市介護保険条例の規定は、令和元年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市介護保険条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。